「香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金交付要綱」に係るQ&A

1 補助の対象及び補助率等について

(1)補助金の交付の対象となる事業等について

「1 補助事業」について(第3条)

No	質問	回答
1	「新たに取り組む事業」について、「新 規事業」だけでなく、「継続事業」も対 象となるのか。	「継続事業」であっても、従来の事業から質の向上や改良を大きく図っており、事業の主たる内容が新たに取り組んでいると認められる場合には対象となり得ます。 (例えば、イベントの開催場所やブース数の変更等のみの事業は対象になりません。)
2	「継続性、発展性が見込まれるものであること」とは、どのような事業をいうのか。	単年度事業ではなく、補助事業実施後 も、引き続き、継続が見込まれる事業や 将来的に質の向上・改良が見込まれる事 業です。

「2 補助率」「3 補助金額」について(第5条)

	情切学」「3 情切並領」にういて(第3	(人)
No	質問	回答
3	「苗づくり支援段階」の補助率は「対象 経費の 10 分の 10 以内」、補助基準額、 補助限度額が「10 万円」となっているが、 どのように考えたらよいか。	申請者が交付申請できる金額は、 ①総支出額のうち、対象経費の合計額 ②総支出額より、団体が得た参加費収 入や市町補助金等などの収入を差し 引いた額のうち、対象経費の合計額 ③10万円 のうち最も小さい金額を補助限度額と します。 また、申請の内容を審査の結果、申請 額に満たない金額を交付決定する場合 があります。
4	「成長支援段階」の補助率は「対象経費の3分の2以内」、補助基準額「75万円」、補助限度額が「50万円」となっているが、どのように考えたらよいか。	申請者が交付申請できる金額は、 ①(総支出額のうち、補助対象経費の合計額)×2/3 ②(総支出額より、団体が得た参加費収入や市町補助金等などの収入を差し引いた額のうち、対象経費の合計額)×2/3 ③75万円×2/3 のうち最も小さい金額を補助限度額とします。また、申請の内容を審査の結果、申請額に満たない金額を交付決定する場合があります。

※開花支援段階については、上記「75万円」を「200万円」に、「50万円」を「100万円」に、「3分の2以内」を「2分の1以内」に、「2/3」を「1/2」に読み替えます。

「4 補助事業者」について (第2条)

No	質問	回答
	「団体」ではなく、個人で活動している。	補助対象とする「団体」は、5人以上
5	対象とならないか。	の住民で構成されるものをいい、個人は
		補助対象としません。

「5 補助対象経費」について (第4条)

No	質問	回答
	「需用費」「役務費」とは、どのような	・需用費
	経費のことをいうのか。	消耗品や燃料の購入費、印刷製本費な
6		ど。ただし、食糧費は除く。
		・役務費
		通信運搬費、保険料など。
	ハード整備は対象となるか。	対象となりません。工事請負費、財産
7		購入費、車輛購入費等の経費や、償却財
		産の取得経費は対象となりません。
	事業の実施にあたって、多くの先進地	視察や研修は、経費によっては補助対
8	を見て、事業の参考にしたいが、視察は	象となりますが、対象となる経費は1申
	補助の対象となるか。	請につき1回分のみとなります。

(2) 助成制度の併用について (第3条)

No	質問	回答
	「国又は香川県から補助金等を受けて	この補助金の対象にはなりますが、県
	いる事業」については、補助事業から除	の補助を受けた(受けることとなった)
9	外するとあるが、国や県の外郭団体(一	ことにより、外郭団体の補助が取り消さ
9	般財団法人、公益財団法人、一般社団法	れることも予想されますので、外郭団体
	人、公益社団法人など)の助成制度は併	における取り扱いについては、担当部署
	用することができるか。	に確認してください。

2 交付の申請について (第7条)

	- 1 1111	
No	質問	回答
	「別に定める期日までに」とあるが、現	市(町)の交付(金額)が決定する前
	在、市(町)へ補助金交付申請中で交付	に、交付見込額(交付申請額)により県
10	(金額)が決定していない。市(町)の	に申請してもかまいません。
	交付(金額)が決定してからでないと、	ただし、県の交付金額が決定した後、
	県に申請できないか。	市(町)の交付(金額)が決定した場合

))
		は、県の交付金額を算定し直し、必要に
		より変更承認申請を行ってください。な
		お、その場合、県の交付金額については、
		当初の交付金額を上回ることはできま
		せん。
1.1	一つの市(町)内から複数の団体が申	申請できます。(申請数の制限はあり
11	請することはできるか。	ません。)
	申請(交付申請書の提出)は、どのよ	事業箇所の所在地の属する市町(事業
	うに行えばよいか。	箇所の所在地が2以上の市町に属する
		ときは、主たる事業箇所の所在地の属す
12		る市町)の担当課へ、交付申請書に関係
		書類を添えて提出してください。
		なお、各市町の担当課は別紙「担当課
		一覧」をご覧ください。

3 交付決定前着手について (第9条)

No	質問	回答
	「やむを得ない理由」とは、どのような	例えば、「交付決定前に事業着手をし
	ことが挙げられるか。	なければ事業効果に支障が生じること」
13		が挙げられます。事前に県の担当課(地
		域活力推進課)までご連絡、ご相談くだ
		さい。

4 補助事業の変更について (第11条)

No	質問	回答
	「補助事業の主たる内容を変更しよう	「事業計画」及び「収支予算」の変更
1.4	とするとき」とは、どのような場合か。	内容により判断しますので、県の担当課
14		(地域活力推進課)までご連絡くださ
		V,

5 補助金の請求について (第15条)

No	質問	回答
	補助対象者への補助金の交付は、県か	補助金は、県から補助対象者へ直接交
15	ら直接交付されるのか。(市町を経由す	付します。(市町は経由しません。市町
	るのか。)	の予算措置は不要です。)
	補助金の支払方法は、精算払いか。	原則、精算払いです。例外的に、知事
16		が必要と認めたときは、概算払いをする
		ことができます。

6 その他

No	質問	回答
17	事業の実施期間はいつからいつまで	交付の決定から、当該年度の2月末日
17	か。	までです。
	「収支予算書(第1号様式 別紙3)」	市町からの補助金等であれば、地域活
	に『市町補助金等』とあるが、地域活動	動支援や地域活性化を目的とした補助
	支援のためのもの以外の補助金 (例:農	金の外、産業振興や高齢者対策など、目
18	業振興のための補助金)は該当するか。	的・内容は問わず該当します。
		また、市(町)の外郭団体からの補助
		金等も該当します。
19	市(町)から補助金の支援を受けてい	県の補助の対象となりますが、県の補
	る(受ける予定である)が、市(町)の	助を受けた (受けることとなった) こと
	補助金交付要綱において、「国や県から	により、市(町)の補助が取り消される
19	補助を受けているものは対象とならな	ことも想定されますので、市(町)にお
	い。」と規定されている。この場合、県	ける取り扱いについては、担当部署に確
	の補助の対象となるか。	認してください。
20	問い合わせは、市町と県のいずれに行	応募の手続きに関する問い合わせに
	えばよいか。	ついては市町に、それ以外の問い合わせ
		については、県(または市町)までお問
		い合わせください。